

広島市地域防災計画・広島市水防計画の修正（案）概要 （令和 4 年 3 月修正）

- 1 気象警報・注意報の発表区域の細分化に伴う修正…………… P 1
（資料 3 新旧対照表 P 1～4）
- 2 法の改正に伴う主な修正
 - (1) 要配慮者利用施設における避難訓練結果の報告義務化…………… P 2
 - (2) 避難行動要支援者に係る個別避難計画作成の努力義務化…………… P 3
 - (3) 避難勧告・避難指示の一本化等…………… P 4
（資料 3 新旧対照表 P 5～7 2）
- 3 防災基本計画の修正に伴う主な修正…………… P 5
（資料 3 新旧対照表 P 7 3～7 7）
- 4 その他の主な修正…………… P 5
（資料 3 新旧対照表 P 7 8～8 1）

1 気象警報・注意報の発表区域の細分化に伴う修正

市町村単位を基本に発表される気象警報・注意報等について、本市に対しては、令和4年3月24日から、行政区ごとに細分化して発表されることとなったため、地域防災計画に定める本市の対応を見直す。

《経緯等》

本市では、市町村単位を基本として発表されている気象警報・注意報等について、広い市域面積を有し、地形等により、地域で気象状況に大きな違いのある本市の実態を踏まえ、市単位ではなく、行政区ごとに細分化して発表するよう平成29年度から繰り返し国に要望するとともに、広島地方気象台と協議を重ねてきた。

この度、広島地方気象台において発表区域を細分化することの有用性が確認できたこと等から、発表区域の細分化が実現することとなった。

《修正内容》

災害応急組織（注意体制及び警戒体制）について、気象注意報・警報が気象台から発表された際、市及び全区に体制を設置していたところ、市及び該当区のみ体制を設置するよう見直す。

《新旧対照表》



修正前	修正後
<p>基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用 第3 注意体制 1 設置及び廃止 (1) 設置 危機管理室災害対策課長は、次の設置基準に基づき、市及び<u>区</u>に注意体制を設置する。</p> <p>また、危機管理室災害対策課長は、注意体制を設置した旨を直ちに危機管理室長及び危機管理課長に報告する。</p> <p>(2) 設置基準 ア 気象台から<u>本市</u>に次の気象注意報・警報が発表されたとき。 (ア) 大雨注意報 (イ) 洪水注意報 (ウ) 大雪警報 (エ) 暴風雪警報</p>	<p>基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用 第3 注意体制 1 設置及び廃止 (1) 設置 危機管理室災害対策課長は、次の設置基準に基づき、市及び<u>必要と認める</u>区に注意体制を設置する。</p> <p>また、危機管理室災害対策課長は、注意体制を設置した旨を直ちに危機管理室長及び危機管理課長に報告する。</p> <p>(2) 設置基準 ア 気象台から次の気象注意報・警報が発表されたとき <u>(該当区)</u>。 (ア) 大雨注意報 (イ) 洪水注意報 (ウ) 大雪警報 (エ) 暴風雪警報</p>
<p>基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用 第4 警戒体制 1 設置及び廃止 (1) 設置 危機管理室長は、次に定める設置基準に基づき、市及び<u>区</u>に警戒体制を設置する。</p> <p>また、危機管理室長は、警戒体制を設置した旨を直ちに危機管理担当局長に報告する。</p> <p>(2) 設置基準 ア 気象台から<u>本市</u>に次の気象注意報・警報が発表されたとき。 (ア) 大雨警報 (イ) 洪水警報</p>	<p>基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用 第4 警戒体制 1 設置及び廃止 (1) 設置 危機管理室長は、次に定める設置基準に基づき、市及び<u>必要と認める</u>区に警戒体制を設置する。</p> <p>また、危機管理室長は、警戒体制を設置した旨を直ちに危機管理担当局長に報告する。</p> <p>(2) 設置基準 ア 気象台から次の気象注意報・警報が発表されたとき <u>(該当区)</u>。 (ア) 大雨警報 (イ) 洪水警報</p>

※ その他の該当箇所についても、資料3のとおり修正する。

2 法の改正に伴う主な修正

(1) 要配慮者利用施設における避難訓練結果の報告義務化

《経緯等》

令和3年7月に改正水防法及び改正土砂災害防止法が施行され、要配慮者利用施設の所有者等の実施義務とされている避難訓練について、市町村長への訓練実施結果の報告が義務化されたことに伴い、所要の修正を行う。

《新旧対照表》

修正前	修正後
<p>基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画 第1 洪水予防対策 1～2 (略) 3 警戒避難体制の整備 (1)～(2) (略) (3) 避難確保計画の作成等 資料編2-2-2に掲げる要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、これを市長に報告する。 また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を<u>行う</u>とともに、自衛水防組織を置くよう努める。</p>	<p>基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画 第1 洪水予防対策 1～2 (略) 3 警戒避難体制の整備 (1)～(2) (略) (3) 避難確保計画の作成等 資料編2-2-2に掲げる要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、これを市長に報告する。 また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を<u>行い、その結果を市長に報告する</u>とともに、自衛水防組織を置くよう努める。</p>
<p>基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画 第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策 1～5 (略) 6 警戒避難体制の整備 (1)～(2) (略) (3) 避難確保計画の作成等 資料編2-2-10に掲げる要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、市長に報告する。 また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を<u>行う</u>。</p>	<p>基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 風水害予防計画 第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策 1～5 (略) 6 警戒避難体制の整備 (1)～(2) (略) (3) 避難確保計画の作成等 資料編2-2-10に掲げる要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、市長に報告する。 また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を<u>行い、その結果を市長に報告する</u>。</p>

※ その他の該当箇所についても、資料3のとおり修正する。

(2) 避難行動要支援者に係る個別避難計画作成の努力義務化

《経緯等》

令和3年5月に改正災害対策基本法が施行され、避難行動要支援者ごとに避難支援を実施するための計画（個別避難計画）の作成について、市町村に努力義務が課された。これに伴い改定された国の取組指針において、個別避難計画の作成に関して「地域防災計画において定める必須事項」などが新たに示されたことを受け、所要の修正を行う。

《地域防災計画において定める必須事項》※現行の地域防災計画に記載のあるものは省略

- ア 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方
- イ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ウ 個別避難計画の更新に関する事項

《新旧対照表》

修正前	修正後
基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第9節 要配慮者に係る災害の予防対策 第3 避難行動要支援者に係る支援体制 3 避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成・情報共有・管理の流れ (3) <u>個別計画</u> の作成等 ア 広島市の関係部局は、避難行動要支援者に対し、災害時に備えて具体的な避難方法（災害種別ごとの危険性や立ち退き避難の要否、避難場所や避難経路、避難支援者や緊急時の連絡先等）を記した個別計画を作成するよう働きかける。 イ <u>個別計画の作成については、真に避難支援が必要となる者を把握するため、高齢者地域支え合い事業などを活用するとともに、市としても専門的立場から助言等を行う。</u> (新設) (新設) ウ <u>個別計画</u> は、避難行動要支援者本人、避難支援者及び避難支援等関係者の間での共有に努める。 (4) (略) (5) 避難行動要支援者名簿等の追加、更新等 <u>原則として、少なくとも年1回、避難行動要支援者名簿及び同意者リストの追加・削除等を行うとともに、適宜、避難行動要支援者又は避難支援等関係者からの情報提供により最新の情報に更新するものとする。</u>	基本・風水害対策編 第2章 災害予防計画 第9節 要配慮者に係る災害の予防対策 第3 避難行動要支援者に係る支援体制 3 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・情報共有・管理の流れ (3) <u>個別避難計画</u> の作成等 ア 広島市の関係部局は、避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画（避難場所や避難支援者等、避難に必要な具体的事項を記載）を作成するよう努める。ただし、個別避難計画を作成することについて同意が得られない場合は、この限りではない。なお、個別避難計画の作成については、真に避難が必要となる者を把握するため、高齢者地域支え合い事業などを活用する。 イ <u>個別避難計画は、災害危険区域（土砂災害・洪水・高潮・津波）に居住し、かつ、家族等の支援が受けられない者等について、令和7年度までを目途に、避難支援等関係者などの協力を得て、優先的に作成する。</u> ウ <u>個別避難計画の作成に必要な個人情報は、原則、郵送や訪問等の方法により本人又はその家族等から聴取することとするが、当該計画の作成に必要なと認める場合には、社会福祉施設等の民間事業者に対して当該避難行動要支援者の情報提供を求めることができる。</u> エ <u>個別避難計画</u> は、避難行動要支援者本人、避難支援者及び避難支援等関係者の間での共有に努める。 (4) (略) (5) 避難行動要支援者名簿等の追加、更新等 <u>避難行動要支援者名簿及び同意者リスト並びに個別避難計画は、適宜、避難行動要支援者又は避難支援等関係者からの情報提供により最新の情報に更新するものとする。また、避難行動要支援者名簿及び同意者リストについては、福祉情報システム等を活用して、少なくとも年1回、追加・削除等を行う。</u>

※ その他の該当箇所についても、資料3のとおり修正する。

(3) 避難勧告・避難指示の一本化等

《経緯等》

令和3年5月の改正災害対策基本法の施行及び国の避難情報に関するガイドラインの改定に伴い、地域防災計画に定める避難情報の発令基準を見直す。

《修正内容》

- ア 警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」の「高齢者等避難」への名称変更
- イ 警戒レベル4「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」の「避難指示」への一本化
- ウ 警戒レベル5「緊急安全確保措置」の規定

《新旧対照表》

修正前	修正後
<p>基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第5節 避難対策 第3 <u>避難勧告、避難指示（緊急）等</u> 1 <u>避難勧告、避難指示（緊急）等</u>の発令者 (1) <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>の発令者 ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、市長又は区長は、必要と認める地域の居住者に対し、<u>避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し避難のための立退きを指示する。</u> イ <u>避難勧告・指示等</u>の発令者については、原則区長とする。 ただし、区の応急組織体制が整う前に、緊急に<u>避難勧告等</u>を発令する必要がある場合や、津波による<u>避難勧告等</u>を発令する必要がある場合は市長が発令する。 (2) <u>屋内での待避等の指示</u>の発令者 ア 災害が発生し、又は<u>まさに発生しようとする場合</u>において、<u>避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、</u>市長又は区長は、居住者等に対し、<u>屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）</u>を指示する。 イ <u>屋内での待避等の安全確保措置</u>の指示などの避難措置については、原則区長が発令する。 ただし、区の応急組織体制が整う前に、<u>緊急に避難勧告等</u>を発令する必要がある場合や、津波による<u>避難勧告等</u>を発令する必要がある場合は市長が発令する。</p>	<p>基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第5節 避難対策 第3 <u>避難指示、緊急安全確保</u> 1 <u>避難指示</u>の発令者 (1) <u>避難指示</u>の発令者 ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から守り、その他災害の拡大を防止するため、必要があると認めるときは、市長又は区長は、必要と認める地域の<u>必要と認める</u>居住者に対し、避難のための立退きを<u>指示</u>する。 イ <u>避難指示</u>の発令者については、原則区長とする。 ただし、区の応急組織体制が整う前に、緊急に<u>避難指示</u>を発令する必要がある場合や、津波による<u>避難指示</u>を発令する必要がある場合は市長が発令する。 (2) <u>緊急安全確保</u>の発令者 ア 災害が発生している又は<u>災害の発生が極めて差し迫った状況</u>において、<u>事態に照らし緊急を要すると認めるときは、</u>市長又は区長は、居住者等に対し、<u>高所への移動、近傍の堅固な建物への避難、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での避難その他の緊急に安全を確保するための措置</u>を指示する。 イ <u>緊急安全確保</u>については、原則区長が発令する。 ただし、区の応急組織体制が整う前に、<u>緊急安全確保</u>を発令する必要がある場合は市長が発令する。</p>

※ その他の該当箇所についても、資料3のとおり修正する。

3 防災基本計画の修正に伴う主な修正

事 項	主 な 修 正 内 容
(1) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた防災対策の推進	ア 自宅療養者等が危険エリアに居住しているかの確認 イ 自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整、情報提供
(2) 女性等の視点を踏まえた防災対策の推進	ア 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生防止に配慮した避難所の管理運営 イ 被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力はゆるされない」意識の普及・啓発
(3) 正常性バイアスの克服に必要な知識を教える防災教育の推進	自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）の克服に必要な知識の普及・啓発

4 その他の主な修正

事 項	主 な 修 正 内 容
(1) 土砂災害警戒情報の発表区域の細分化	市町村単位を基本に発表される土砂災害警戒情報について、広島市に対しては、令和3年6月8日から、行政区ごとに細分化して発表されるよう変更を行う。
(2) 新たな協定の締結	災害応急対策における協定の締結に伴い修正を行う。
(3) その他の所要の修正	本市の組織改正に伴い、災害対策本部の分掌事務等について規定の整備を行う等。 ※ 本年3月の広島市事務組織規則の改正の上は、これに伴う規定の整備も併せて行う。